

【諮問第 467 号】

巴山興業(株) 自社資材置き場及び屋外運動施設（パンダフィールド）建設事業（規制部会での議論）

事 項	部会の指摘事項	自然環境保全計画書の変更点（表中（ ）は概要版ページ）
希 少 動 植 物 の 保 全	・ 重要度の高いランヨウアオイの多くの個体が確認されており、これらの多くが改変される。現在の生育地の保全を50％程度まで高めることはできないか？	○現況保全率は当初は14％であったが、設計を詳細に見直し、現況保全する生育場所を増やし、現況保全率を34％（1／3）まで高めるよう、計画を見直した。 ○改変される66％（2／3）の全個体を事業地内の残留緑地内に移植することに見直した。 ○生育個体数全体の約1／3を現況保全し、生育個体数全体の約1／3にあたる移植個体の1／2を地元有識者の協力等による移植管理を行い、約6割以上の個体を確実に保全できるよう見直した。（3-55～56）
	・ 水生動物の生息域整備について50cmの深さで計画しているが、休憩する溜まり空間については、1m程度の水深が必要ではないか？	○水生動物の移動地となる残留緑地では、子供を含めた協働管理を想定しているため、安全性に配慮する必要がある。自然環境調査での水生動物の確認地点の水深は最大30cmであり、同種の他再生事例も「最大深度50cm」のため、水深50cmのままの計画とし、理由を追記した。（3-82）
調 整 池 の 容 量 の 再 算 定	・ 強雨の際に表流水等が事業地に流れ込む可能性が高い背後地については、直接放流とはせず、調整池容量に加えるべきではないか？	○直接放流としていた事業区域外の背後地の流域については、豪雨の際にこれらの流域に降った雨水が事業地内に流入する可能性があるため、調整池Bと調整池Aの容量に加える計画に見直した。（4-54）
	・ 地盤改良している盛土法面の植栽緑地は、流出係数は植栽緑地0.5や0.7でなく、舗装面等の0.9より大きくし、調整池の容量を見直すべきではないか？	○流出係数を舗装面等の0.9に見直し、調整池の容量を再計算した。その見直しに背後地からの流入を加えた結果、調整池Aは当初計画より1.7倍、調整池Bは当初計画より1.1倍の容量に見直した。（4-48～63） ○ビオトープに渇水等の影響が確認された場合に備え、北側水路や調整池Aからビオトープに水を供給するパイプやポンプを整備し、想定外の事象が発生した場合においても、保全型ビオトープが枯渇しない計画に見直した。（3-81、4-61）
盛 土 の 安 定 性 の 確 保	・ 改良土の強度が時間経過とともに下がるおそれがある、強度が下がった場合、盛土が崩れる可能性があるのではないか？	○万が一を想定し、東京都への報告期間（工事後1年間）が終わった後も、動態観測を継続し、改良土が劣化した場合は、対策工を実施することとしている。（4-18～22） ○円弧滑り解析を実施し、1-1'断面では地下水位が100％まで水位上昇しても、常時の安全率の基準を満足しており、盛土の安定性は確保されることを確認し、追記した。（4-37）
	・ 盛土の改良にセメント量4.5万トンを使用する計画とあるが、人工的なものを自然環境下へ大量に持ち込む事について、自然環境保全上どのように考えるか？	○コンクリートを大量に自然環境下へ持ち込むことは、景観への影響とアルカリによる動植物等への影響が大きいと考えられ、以下の配慮事項を見直し、追記した。 ・ 景観については盛土法面等を改良し、適切な植栽等により緑化を図ることで低減を図る。（4-11） ・ セメント攪拌の工法は、セメント量が多くなるバックホウ攪拌は一部のみとし、大部分の改良を攪拌のバラつきが少ない定置型プラントや自走式土質改良機で行うことに見直し、調整池B側の法面で改良に用いるセメント量を4.52万トンから3.15万トン以下に減らすことを追記した。なお、調整池A側の法面と合わせ、セメント量を5.18万トンから3.58万トン以下に減らすことも追記した。（4-9）

セメント改良による水質悪化の低減	・炭酸でPH調整をする計画だが、改良土が劣化した場合PHが上昇するのではないか？ ・ビオトープにPHの高い地下水等が入った場合、植生等に対する影響が懸念される。そのような場合の対応は、どのように考えているのか？	○調整池で炭酸によるアルカリ調整をした上で排水する計画であるが、水質が安定するまでは事業区域内外で水質調査を行うことを追記した。(3-88、4-17)
保全型ビオトープの水源の確保	・保全型ビオトープの水源の涵養域としては南側の斜面の湧水だけでなく、盛土を行う北側の谷からの地下水が流入していると考ええる。このため、変化を想定した地下水モニタリング及び有事対応を検討する必要があるのではないか？	○保全型ビオトープの水源の状況を把握する為、許可取得後に観測井を設けモニタリング調査を行い、実施計画書を東京都へ報告した上で、工事完了後 1 年間のモニタリング結果を東京都へ報告することを検討し、追記した。(3-79)